

健康センターだより



大口町ではいくつになっても自分らしく暮らせるまちを目指して、さまざまな事業をおこなっています。

① 高齢者のトレーニングジム・温水プールの利用助成事業

65歳以上の方を対象にトレーニングジム・温水プールを1回100円、毎月各10回の利用ができるように「いきいきカード」を発行します。ご本人確認のため健康保険証や運転免許証などをお持ちの上、申請してください。



② 在宅生活支援費事業

転倒予防を目的に、70歳以上の高齢者を対象に手すりの設置・入

浴補助用具、補高便座および歩行器等の購入に対して、対象額10万円を上限に対象額の9割から7割を補助します。

※購入・設置前にご相談ください。

③ タクシーの基本料金の助成

町民税非課税で80歳以上の高齢者または75歳以上の単身・高齢者世帯の方、在宅で生活する要介護1以上の認定を受けた方に対して、タクシーの基本料金の助成をおこないます。

※タクシーチケット（助成券）の申請には申請者（窓口にお越しになる方）の印かんが必要です。

※本人に代わって申請をされる場合は委任状が必要です。



④ 訪問理美容事業

要介護3以上、70歳以上の単身者、75歳以上の高齢者世帯の方を対象に、お宅を訪問し、理美容をしてもらうことに対して、訪問代として1回1000円の助成をします。（理美容代は実費）

※利用前にご相談ください。



4月から介護保険料が変わります

大口町では平成30年度から平成32年度までの介護保険の運営や高齢者に対する福祉制度を定めた、新たな介護保険事業計画・高齢者保健福祉

計画を策定しました。これに伴い4月から介護保険料を改定します。問合せ先 健康生きがい課 介護高齢グループ ☎94-00051

段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
1	生活保護受給者世帯および老齢福祉年金受給者 町民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	21,800円
2	町民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方	0.65	31,500円
3	町民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.70	33,900円
4	世帯内に町民税課税者がある場合で、本人が町民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.80	38,800円
5	世帯内に町民税課税者がある場合で、本人が町民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1	48,500円
6	本人が町民税を課税されており、合計所得金額が125万円未満の方	1.20	58,200円
7	本人が町民税を課税されており、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	60,600円
8	本人が町民税を課税されており、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	72,700円
9	本人が町民税を課税されており、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.60	77,600円
10	本人が町民税を課税されており、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	1.75	84,800円
11	本人が町民税を課税されており、合計所得金額が1,000万円以上の方	1.85	89,700円

平成30年度からの介護保険料

今月の健康俳句 スケート靴脱ぐや踵のとれた足

安藤 亮子

今月の健康川柳 米寿生き

五輪見るぞと

ジム通い

吉田 雄亮

※このコーナーは、大口俳句会・大口川柳クラブの皆さんのご協力により、「こころ」の健康づくりの一翼を担っていただいています。